

# 大分県報

平成三十年  
第二九六一号  
二月二十七日

(火曜日)

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による施術者(開設者である施術者)の指定……………一
- 生活保護法等による施術者(開設者でない施術者)の指定……………一
- 生活保護法等による施術者(開設者である施術者)の廃止……………一
- 生活保護法等による施術者(開設者でない施術者)の廃止……………二
- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………二
- 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………三
- 平成二十九年十一月に収去した飼料の試験結果の概要……………三
- 県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………四
- 指定予定保安林(四件)……………四
- 道路区域の変更(五件)……………五
- 道路の供用開始(三件)……………七
- 港湾計画の変更の概要……………八
- 大分都市計画大分港臨港地区内の分区の指定に関する告示の一部改正……………八
- 労働委員会告示……………八
- 大分県労働委員会あつせん員候補者……………八

### 告示

**大分県告示第四百四十一号**

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者(開設

者である施術者)を指定した。

平成三十年二月二十七日

大分県知事 広瀬 貞

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
川野 貴義	クローバー整骨院かわの	別府市野口元町一―一七	平二八・九・一五
嶋澤 康	はじめ整骨院	中津市大字大塚五三九―四	平三〇・一・一
橋本 光則	橋本整骨院	佐伯市常盤東町二―二三リバーサイドハイツ―D	平三〇・一・一五
真崎 誠	整骨院ZEN別府院	別府市楠町三八二―七	平三〇・一・一七
菅村 光祐	たかだ整骨院	豊後高田市新町二八二〇―一モ―ル街F号	平三〇・一・二六
佐矢本 弘志	さやもと整骨院	中津市北堀川町三六〇	平三〇・二・一

### 大分県告示第四百四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者(開設者でない施術者)を指定した。

平成三十年二月二十七日

大分県知事 広瀬 貞

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
石田 将喜	別府市石垣東四丁目四―三四	平三〇・一・二二

### 大分県告示第四百四十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保

護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の施術者(開設者である施術者)から廃止の届出があった。

平成三十年二月二十七日

大分県知事 広瀬勝貞

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
末広修司	末広整骨院	別府市上田の湯町一―三	平二八・三・三一
末広佳代	末広整骨院	別府市東荘園四―一	"
金枝徳広	金枝整骨院	中津市北堀川町三六〇	"
川野欣也	クローバー整骨院 院かわの	別府市野口元町一―一七	平二八・八・三一
高橋伊代	たんぼぼ整骨院	別府市亀川浜田町八―九グラン デールタカオ一F	"
嶋澤康	しまざわ整骨院	中津市豊田町三一―一三五	平二九・七・三一
奥田哲也	おくだ整骨院	津久見市千怒六〇二七	平二九・九・四
砂川達耶	すながわ柔道整 復院	杵築市大字相原二八六―一―一	平二九・九・二八
安東常富	安東整骨院	豊後高田市新町二〇二四―五	平二九・九・三〇
嶋澤康	はじめ整骨院	中津市大字大塚五三九―四	平二九・一〇・三一
中垣守弘	中垣整骨院	日田市玉川町五六三	平二九・一二・一八

大分県告示第四百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の施術者(開設者でない施術者)から廃止の届出があった。

平成三十年二月二十七日

大分県知事 広瀬勝貞

施術者の氏名	施術者の住所	廃止年月日
福田康道	別府市浜町一七―二	平二八・四・一
渡邊亮	杵築市相原四〇九―一三	平二八・六・二三
國見勇希	佐伯市新女島区六班	平二八・一〇・一九
西田良一	別府市朝見一丁目一八―五	平二八・一二・一三
河野裕武	臼杵市大字戸室四六四―三	平二九・四・二六
菅村光祐	宇佐市大字上田五四九ヘル・アンジュエ二〇四	平二九・七・五
岡山朱理	杵築市山香町大字山浦五〇〇八	平二九・七・一八
山田千春	宇佐市小向野二〇九	平二九・八・一
園田洋	別府市東荘園九丁目一組	平二九・一一・三〇
佐矢本弘志	中津市大字中殿五〇〇―一トランキール二〇一	平二九・一二・二二

大分県告示第四百四十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成三十年二月二十七日

大分県知事 広瀬勝貞

- 申請のあった年月日  
平成三十年二月十三日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 まちづくり ツクミツクリタイ
- 代表者の氏名  
高瀬 幸伸
- 主たる事務所の所在地  
津久見市中央町六番十五号
- 定款に記載された目的  
この法人は、津久見市中心部のまちづくりに鑑み、市民や来訪者のために、まちの賑わい創出などの事業を展開するなど、津久見市のまちづくりに積極的に取り組み、観光振

興、中心市街地活性化、商業振興等に寄与し、ふるさと津久見の創生を目指していくことを目的とする。また、協働のまちづくりを目指し、他の団体と連携するなど、幅広い活動を推進する。

#### 大分県告示第四百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
Diplaza

大分市大字勢家千百三十七番地 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

大分交通株式会社

代表取締役 杉 原 正 晴

大分市大字勢家字芦崎千百三番三

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役社長 幸 重 綱 二

変更後 代表取締役 杉 原 正 晴

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

大分交通株式会社

代表取締役社長 幸 重 綱 二

大分市大字勢家千百三十七番地 外

株式会社ドン・キホーテ

代表取締役社長 安 田 隆 夫

東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

変更後 株式会社ドン・キホーテ

代表取締役社長 大 原 孝 治

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号  
株式会社ホリデイズ

代表取締役 長谷川 慎 介

由布市湯布院町川上三千十九の一番地

株式会社エクストリンク

代表取締役 廣 瀬 祐 一

大阪府大阪市北区曾根崎二―三―五梅新第一生命ビルディング十六F

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成二十三年四月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 平成二十一年八月十日（株式会社ドン・キホーテ住所変更）

(2) 平成二十四年三月一日（株式会社ホリデイズ入居）

(3) 平成二十六年七月一日（株式会社ドン・キホーテ代表者変更）

(4) 平成二十八年十月二日（株式会社エクストリンク入居）

二 届出年月日

平成三十年二月八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年二月二十七日から同年六月二十七日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年

六月二十七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以

下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければなら

ない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者

は、その旨を申し出ることができる。

#### 大分県告示第四百十七号

平成三十年二月二十七日

大分県報（告示）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和五十一年政令第百九十八号)第十二条第三項の規定により、平成二十九年十一月に検査し、収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成三十年二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の内容
ジェイエエ北九州くみあい飼料株式会社大分工場 7290001007083 速見郡日出町大字川崎字浜田5969番地の10	同左	くみあい配合飼料フライントレインヤー135VE	平成29年11月	栄養成分等—粗たん白質・粗脂肪・粗繊維・粗灰分	—
株式会社大分くりき 2320001008347 速見郡日出町川崎5969の13	同左	NEWこだから	平成29年11月	栄養成分等—粗たん白質・粗脂肪・粗繊維・粗灰分	—

大分県告示第四百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、大井手堰土地改良区理事長橋本勅からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十年二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所

県営農村地域防災減災事業(水質保全対策)

大井手地区

平三〇・二・二七から平三〇・三・一九まで

中津市役所

大分県告示第四百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成三十年二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 佐伯市本匠大字上津川字谷迫八二七番一・八三五番一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、八二六番一、八三一番一、八三一番三、八三二番、字兎喰八三七番一から八三七番三まで、八三七番七、八四七番二、八四九番一、字空ヶ畑八四五番一、八四五番二、字観音岩九一一番一、九二三番一(次の図に示す部分に限る。)、九二三番二、九二三番五、九二七番一
- 二 指定の目的
- 水源の涵養かんよう
- 三 指定施業要件
- 立木の伐採の方法
  - 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成三十年二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市山国町槻木字轟迫三三八八番（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

(二) 字轟迫三三八八（次の図に示す部分に限る。）

(三) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(四) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

平成三十年二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市山国町槻木字蛭原三〇一五番、三〇一八番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

(二) 字蛭原三〇一五・三〇一八（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

(三) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(四) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

平成三十年二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市鶴見大字有明浦字扇山下一七六番、字塚ノ本一七七番、一七八番一、字水ノ浦三

九八番・四〇四番・字西ノ浦四五八番（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

四六〇番二、四六一番、四九二番、四九四番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十年二月二十七日

大分県知事 広瀬貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道大泊浜 徳浦線	白杵市大字深江字中道上 九一七番二から 白杵市大字深江字赤礁一 四一四番七まで	前	メートル 一九・〇 三・九	メートル 九一六・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷分をいう。
		後	メートル 一九・〇 三・九	九一六・〇	
	白杵市大字深江字中道上 九一九番三から 白杵市大字深江字赤礁一 四一四番七まで	前	メートル 四七・五 八・七	メートル 八六〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷分をいう。
		後	メートル 四七・五 八・七	八六〇・〇	

大分県告示第百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十年二月二十七日

大分県知事 広瀬貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
	津久見市大字上青江字木戸口四一三三番一〇から 津久見市セメント町四六 九番四まで	前	メートル 二九・〇 七・〇	メートル 二、〇一八・六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷
		後	メートル 二九・〇 七・〇	二、〇一八・六	

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
一般国道二一七号	津久見市大字上青江字木戸口四一三三番一〇から 津久見市セメント町四六 九番四まで	後	メートル 二九・〇 七・〇	二、〇一八・六	分をいう。
		前	メートル 二九・〇 七・〇	二、〇一八・六	
	津久見市大字上青江字中通四〇三二番一から 津久見市セメント町四六 九番六まで	後	メートル 五一・〇 三・〇	一、七四二・五	分をいう。
		前	メートル 五一・〇 三・〇	一、七四二・五	

大分県告示第百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十年二月二十七日

大分県知事 広瀬貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道緒方朝地線	豊後大野市朝地町上尾塚 字河平一八五九番二から 豊後大野市朝地町下野字 羽妻一二一四番六まで	前	メートル 四六・〇 七・〇	メートル 一、二〇〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷分をいう。
		後	メートル 四六・〇 七・〇	一、二〇〇・〇	
	豊後大野市朝地町上尾塚 字河平一八五九番二から 豊後大野市朝地町下野字 羽妻一二一四番七まで	前	メートル 四六・〇 七・〇	メートル 一、一七〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷分をいう。
		後	メートル 四六・〇 七・〇	一、一七〇・〇	

大分県告示第百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十年二月二十七日

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道百枝大野線	豊後大野市大野町片島字杉園一 九七番地先内	前 後	メートル 二七・三 九・二	メートル 三六・七
		後 前	三〇・四 九・二	三六・七

大分県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十年二月二十七日

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道二一三号	国東市国東町北江字福井三〇七〇 番一地从先から 国東市国東町北江字福井三〇六九 番一地从先まで	前 後	メートル 一三・三 一三・三	メートル 八・〇
		後 前	一五・六 一三・三	八・〇

大分県告示第百五十八号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十年二月二十七日

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道百枝大野線	豊後大野市大野町片島字杉園一九七番地先内	平三〇・二・二七

大分県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十年二月二十七日

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二一三号	国東市国東町北江字福井三〇七〇番一地从先から 国東市国東町北江字福井三〇六九番一地从先まで	平三〇・二・二七

大分県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十年二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

国東市武蔵町吉広字五椀畑三二四七番二地先から  
国東市武蔵町吉広字高次三二四二番二地先まで

平三〇・二・二七

大分県告示第百六十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、次のとおり大分港湾計画の変更の概要を告示する。  
平成三十年二月二十七日

一 港湾計画の変更の概要  
大分港湾計画について、土地需要の変化に対応するため変更した事項は、次のとおりである。  
1 土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
西大分	(五) 五	埠頭用地
	(五) 五	港湾関連用地
	(一) 一	交流厚生用地
	(三) 三	工業用地
	(五) 五	交通機能用地
(九) 九	緑地	

注1 (一) 内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。  
注2 端数処理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。  
注3 今回の変更に係る区域についてのみ記述した。  
二 港湾計画の縦覧の場所  
大分市大手町三丁目一番一号

大分県土木建築部港湾課

大分県告示第百六十二号

大分都市計画大分港臨港地区内の分区の指定に関する告示（昭和五十二年大分県告示第二百四十四号）の一部を次のように改正する。  
平成三十年二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二の項の(一)中「並びに大字勢家字春日浦八四三の二」を「二九〇五の五から二九〇五の八まで、二九〇七の二の一部並びに大字勢家字春日浦八四三の二」に改める。  
四の項の(一)中「二九〇五の五から二九〇五の八まで、二九〇五の二」を「二九〇五の二」に改める。

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第一号

大分県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。  
平成三十年二月二十七日

大分県労働委員会会長 須 賀 陽 二

氏名	現職及び前歴	委嘱年月日
須賀陽二	大分県労働委員会会長公益委員 弁護士	平二二・二・九
鈴木芳明	大分県労働委員会会長代理公益委員 大分大学名誉教授	平二五・二・二六
関恵子	大分県労働委員会公益委員 元大分県大阪事務所長	平二八・二・九
三浦恭子	大分県労働委員会公益委員 一級建築士	平二六・二・一二
深田茂人	大分県労働委員会公益委員 弁護士	平二八・二・九
佐藤寛人	大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会会長	平二八・二・九



後藤 大	太田 尚人	大山 直美	白川 憲一	田北 裕之	赤松 健一郎	大塚 伸宏	太田 美乃里	藤本 雅史	志賀 慎二	松尾 竜二
大分県労働委員会事務局調整審査課長	大分県労働委員会事務局長	大分県労働委員会使用者委員 大分エコセンター株式会社代表取締役社長	大分県労働委員会使用者委員 大分交通株式会社常務取締役	大分県労働委員会使用者委員 大分製紙株式会社代表取締役社長	大分県労働委員会使用者委員 三和酒類株式会社代表取締役会長	大分県労働委員会使用者委員 大分県経営者協会専務理事	大分県労働委員会労働者委員 U Aゼンセン大分県支部男女共同参画推進委員長	大分県労働委員会労働者委員 情報産業労働組合連合会大分県協議会議長	大分県労働委員会労働者委員 日本郵政グループ労働組合大分連絡協議会議長	大分県労働委員会労働者委員 新日鐵住金大分労働組合組合長
平二六・四・八	平二八・四・一二	平三〇・二・一三	平三〇・二・一三	平二〇・二・一二	平二〇・二・一二	平二二・二・九	平二八・二・九	平二八・二・九	平二六・二・一二	平二六・九・二四

平成三十年二月二十七日

大分県報（労働委告示）